

議第48号

高山市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

高山市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年5月11日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

子ども・子育て支援法施行規則の改正に伴い改正しようとする。

高山市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高山市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年高山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>（施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定）</p> <p>第2条 令和元年10月1日から起算して5年を経過する日までの間、認可外保育施設に係る法第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給は、同項に規定する特定子ども・子育て支援施設等である認可外保育施設のうち次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たすものが提供する同項に規定する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとする。</p> <p>(1) 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち、1日に保育する小学校就学前子ども（法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の数が6人以上であるものは、次に掲げる全ての事項を満たすものであること。</p> <p>ア 保育に従事する者の数及び資格</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 保育に従事する者のうち、その総数のおおむね3分の1（保育に従事する者が2人以下の場合にあつては、1人）以上に相当する数のものが、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある法第7条第10項第4号に掲げる施設又は同項第5号に掲げる事業を行う事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区</p> | <p>（施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定）</p> <p>第2条 令和元年10月1日から起算して5年を経過する日までの間、認可外保育施設に係る法第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給は、同項に規定する特定子ども・子育て支援施設等である認可外保育施設のうち次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たすものが提供する同項に規定する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとする。</p> <p>(1) 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち、1日に保育する小学校就学前子ども（法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の数が6人以上であるものは、次に掲げる全ての事項を満たすものであること。</p> <p>ア 保育に従事する者の数及び資格</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 保育に従事する者のうち、その総数のおおむね3分の1（保育に従事する者が2人以下の場合にあつては、1人）以上に相当する数のものが、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある法第7条第10項第4号に掲げる施設又は同項第5号に掲げる事業を行う事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区</p> |

域に係る国家戦略特別区域限定保育士
。以下同じ。)又は看護師(准看護師
を含む。以下この条において同じ。)
の資格を有するものであること。

(ウ)・(エ) (略)

イ～オ (略)

カ 健康管理及び安全確保

(ア)～(コ) (略)

(サ) 小学校就学前子どもの安全確保に配
慮した保育の実施が行われていること
。

域に係る国家戦略特別区域限定保育士
。以下同じ。)又は看護師(准看護師
を含む。以下この条において同じ。)
の資格を有するものであること。ただ
し、同法第2条第1項に規定する国家
戦略特別区域内に所在する施設であっ
て、次のいずれにも該当し、かつ、本
文に規定する事項を満たす施設と同等
以上に適切な保育の提供が可能である
施設においては、この限りでない。

a 過去3年間に保育した小学校就学
前子どものおおむね半数以上が外国
人(日本の国籍を有しない者をいう
。以下同じ。)であり、かつ、現に
保育する小学校就学前子どものおお
むね半数以上が外国人であること。

b 外国の保育資格を有する者その他
外国人である小学校就学前子どもの
保育について十分な知識経験を有す
ると認められる者を十分な数配置し
ていること。

c 保育士の資格を有する者を1人以
上配置していること。

(ウ)・(エ) (略)

イ～オ (略)

カ 健康管理及び安全確保

(ア)～(コ) (略)

(サ) 施設の設備の安全点検、職員、小学
校就学前子ども等に対する施設外での
活動、取組等を含めた施設での生活そ
の他の日常生活における安全に関する
指導、職員の研修及び訓練その他施設
における安全に関する事項についての
計画(以下「安全計画」という。)が

(シ)・(ス) (略)

(セ)～(タ) (略)

(チ) 事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していること。

(ツ)～(ニ) (略)

(2) (略)

(3) 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするものであって、複数の保育に従事する者を雇用しているものは、次に掲げる全ての事項を満たすものであること。

ア～ウ (略)

エ 第1号ア(ウ)及び(エ)、エ(ア)から(エ)まで及

策定され、当該安全計画に従い、小学校就学前子どもの安全確保に配慮した保育の実施が行われていること。

(シ) 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されていること。

(ス) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていること。

(セ)・(ソ) (略)

(タ) 小学校就学前子どもの施設外での活動、取組等のための移動その他の小学校就学前子どもの移動のために自動車が行われているときは、小学校就学前子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の小学校就学前子どもの所在を確実に把握することができる方法により、小学校就学前子どもの所在が確認されていること。

(チ)～(テ) (略)

(ト) 事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録されていること。

(ナ)～(ノ) (略)

(2) (略)

(3) 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするものであって、複数の保育に従事する者を雇用しているものは、次に掲げる全ての事項を満たすものであること。

ア～ウ (略)

エ 第1号ア(ウ)及び(エ)、エ(ア)から(エ)まで及

び(カ)から(キ)まで並びにカ(ア)、(エ)及び(キ)から(ク)までに掲げる全ての事項を満たしていること。この場合において、同号エ(イ)中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、(ウ)中「カリキュラムが設定され、かつ、それが」とあるのは「保育が」と、(カ)中「施設長」とあるのは「施設の設置者又は管理者」と、カ(ア)中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、(キ)中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われている」とあるのは「感染予防のための対策が行われている」と、(コ)中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、(ク)中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。

- (4) 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするものであって、前号に掲げる施設以外のものは、次に掲げる全ての事項を満たすこと。

ア～ウ (略)

エ 第1号ア(ウ)及び(エ)、エ(ア)から(エ)まで、(カ)前段、(キ)、(ク)、(コ)及び(キ)並びにカ(ア)、(エ)及び(キ)から(ク)までに掲げる全ての事項を満たしていること。この場合において、同号エ(イ)中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、(ウ)中「カリキュラムが設定され

び(カ)から(キ)まで並びにカ(ア)、(エ)及び(キ)から(ク)までに掲げる全ての事項を満たしていること。この場合において、同号エ(イ)中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、(ウ)中「カリキュラムが設定され、かつ、それが」とあるのは「保育が」と、(カ)中「施設長」とあるのは「施設の設置者又は管理者」と、カ(ア)中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、(キ)中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われている」とあるのは「感染予防のための対策が行われている」と、(コ)中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、(ク)中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。

- (4) 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするものであって、前号に掲げる施設以外のものは、次に掲げる全ての事項を満たすこと。

ア～ウ (略)

エ 第1号ア(ウ)及び(エ)、エ(ア)から(エ)まで、(カ)前段、(キ)、(ク)、(コ)及び(キ)並びにカ(ア)、(エ)及び(キ)から(ク)までに掲げる全ての事項を満たしていること。この場合において、同号エ(イ)中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、(ウ)中「カリキュラムが設定され

、かつ、それが」とあるのは「保育が」と、カ(ア)中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、(イ)中「採用時及び1年に1回」とあるのは「1年に1回」と、(ロ)中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われている」とあるのは「感染予防のための対策が行われている」と、(ハ)中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、(ニ)中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」と、(ヘ)中「職員及び保育」とあるのは「保育」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。

、かつ、それが」とあるのは「保育が」と、カ(ア)中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、(イ)中「採用時及び1年に1回」とあるのは「1年に1回」と、(ロ)中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われている」とあるのは「感染予防のための対策が行われている」と、(ハ)中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、(ニ)中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」と、(ヘ)中「職員及び保育」とあるのは「保育」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。